

外部レビュー部門の能力及び知見に係る判定基準

以下の全ての基準を満たしていると認められる場合に、グリーンボンド等の発行等に係るフレームワークの GBGLs 又は GL・SLLGLs 適合性確認を実施することができる能力及び知見を有するものとします。

- (1) GBGLs 又は GL・SLLGLs に記載する「べきである」事項及び「望ましい」事項の各項目の全てについて、GBGLs 又は GL・SLLGLs 適合性を確認する手段が適正かつ明確に記述されていること。
- (2) 環境改善効果がある事業の判断基準が適正かつ明確に記述されていること。
- (3) 環境改善効果に係る定量化の手法検証の際に、参照するマニュアル、指標等について記述があること。
- (4) 環境評価・環境認証等、財務・会計監査等の専門的知見等の外部レビューを付与する事項に関連する専門的知見を有すること。
- (5) GBGLs 第3章の5(2) 又は GL・SLLGLs 第2章第2節の5(2) に示す事項に則っていること。